

平成28年労第465号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、A所在のB会社に事務等の職務で就労していたが、平成〇年〇月〇日、社内の席替え作業中に走ってきた同僚とぶつかり、事務機の袖引出と同僚の足の間に挟まれる形でぶつけ、右膝関節を負傷した（以下「本件負傷」という。）。加療の結果、平成〇年〇月〇日に症状固定となったが、右膝関節に動揺関節がみられることなどから、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成24年労第157号事件。以下「前回裁決」という。）。

請求人は、治癒後も療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、C整形外科において「右腓骨神経麻痺」と診断された。

今般、請求人は、「右腓骨神経麻痺」は本件負傷による残存障害であるとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するものと認めたものの、請求人には本件負傷

による障害等級を既に障害等級第8級と認定しており、加重には該当しないことから、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超えるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）

は、請求人は「右膝靭帯挫傷、関節症内側半月損傷」にて平成〇年〇月〇日に障害等級第8級と認定されているが、今回、新たに「右腓骨神経麻痺、右膝関節症、右下肢神経痛」の障害が残存することが判明したので、障害等級第6級と認定すべきであると主張しているので、以下検討する。

(2) 本件負傷に係る請求人の障害については、前回裁決に係る裁決書において、右膝の動揺関節が認められ、「常に硬性装具が必要であること」による右膝関節の機能障害及び同部位の疼痛を認め、障害等級準用第8級に該当するとの監督署長の処分を妥当であると判断したところである。

請求人らは、新たな障害が認められたとして障害等級の見直しを主張しているが、障害等級の認定は治癒（症状固定）時に残存する障害の状態により認定されるものであり、さらに、障害補償給付の変更については、障害補償年金を

受ける労働者について、その障害の程度が自然的な経過により増進し、又は軽減したために、新たに他の障害等級に該当するに至った場合には、以後これに応ずる障害補償に変更するとされているが、本件は障害補償一時金であることから、障害等級の変更の対象には該当しないものであり、右足関節の可動域測定について、自動では測定されていない旨の主張を含め変更決定に該当する理由とは認められないものである。

- (3) なお、請求人らは、障害等級の判断時点においては、明らかではなかった症状が後に明らかになった旨を主張するが、当時における医師の診断ミス等、当該事情を明確に説明しうる医学的根拠の提示はなく、同主張は信ぴょう性を欠くと言わざるを得ないものであり、また、仮に、障害等級認定後に症状が増悪したというのであれば、医学的な根拠のもとに、当該傷病の再発を申し立てることが前提となるものである。
- (4) 以上のことから、治癒時の障害認定は適正であり、既に支給済みの障害等級第8級を上回るような障害であったとは認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、請求人に残存する障害の変更は認められないものであり、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。